

狂犬病予防接種のご案内

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づき、生後91日(約3か月)以上の飼い犬に対し、生涯一度きりの登録と毎年度一回の狂犬病予防接種を行う義務があります。

市では、例年春先に狂犬病予防集合接種を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や諸事情もふまえ、ご来場の皆さんの安全と安心を最優先し、総合的な判断の下、今後の集合接種は廃止となりました。飼い主の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

「令和5年度 犬の登録確認・狂犬病予防注射案内」(はがき)の問診票(あて名面)を、事前に記入したうえで、動物病院へご持参していただき、接種を行ってください。また、接種日時、料金や注射済票の交付手続きの有無などは、病院の窓口へ直接お問い合わせください。

【狂犬病予防注射済票の交付手続きの流れ】

- ①事前に飼い犬の登録・鑑札の交付手続きを済ませる
- ②市役所からはがきを受け取り、接種前までに問診票(あて名面)の記入を済ませる
- ③動物病院にはがきを持参し、狂犬病予防接種を行う
- ④接種後、注射済票の交付手続き(手数料の支払いも含む)を済ませ、狂犬病予防注射済票を受け取り、飼い犬の首輪に装着する

※病院にて注射済票の交付手続きがなければ、代わりにその獣医師発行の「狂犬病予防注射済証」と狂犬病予防注射済票交付手数料(550円)をご持参のうえ、環境衛生課(甚目寺庁舎)の窓口にてお手続きください。

- ・マイクロチップ装着の有無にかかわらず、注射済票の交付手続きは必要です。
- ・飼育状況(死亡、市内転居、飼い主)に変更があれば、飼い犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票をご持参のうえ、すみやかにお手続きをしてください。
ただし、市外転出の場合は、転入先の行政機関(市区町村)が受付窓口です。
- ・ペットの飼育相談等の問合せ先

愛知県動物愛護センター尾張支所(一宮市) ☎0586・78・2595

開庁時間 午前8時45分～午後5時30分(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132 FAX443・3555

毎年4月2日～4月8日は発達障害啓発週間です

発達障害は、広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能に関する障がいです。発達障害のある方は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあります。発達障害の方たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要です。

世界的には、平成19年の国連総会で「世界自閉症啓発デー」についての決議が採択され、毎年4月2日に自閉症や発達障害を理解してもらう取り組みが行われています。

わが国でも、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日までを発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催や名所旧跡のブルーライトアップ等の啓発活動が行われています。

市では、発達障害啓発週間の期間中、蟹江川にかかるガーデンプリッジ(あま市金岩江付:リバーサイドガーデン内)をブルーにライトアップし、また、甚目寺庁舎においてポスター等を掲示することにより、発達障害の方たちの人権を尊重するための意識啓発を図ります。

問合せ 障がい福祉課 ☎444・3135 FAX443・3555

※新庁舎移転に伴い5月8日(月)から電話番号が変更となる予定です。